

## 入札公告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

令和7年7月22日

静岡県公立大学法人理事長

### 1 入札公告（個別事項）

1-1 公告日 令和7年7月22日

1-2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒422-8526

静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学総務部施設室（はばたき棟2階）

電話 054-264-5105

電子メール sisetu@u-shizuoka-ken.ac.jp

### 1-4 工事内容等

入札番号	施第1003号
工事名	令和7年度 静岡県立大学配電設備更新工事（温室棟）
工事場所	静岡市駿河区谷田 地内
工事概要等	配電設備 ・高圧受電盤1面、低圧電灯盤1面、低圧動力盤1面 盤内機器更新
工期	契約締結日から令和8年3月27日限り
落札方式	制限付き一般競争入札
当該工事に関連する他種工事	なし

### 1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
1 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	静岡県における建設工事競争入札参加資格の電気工事に係る認定を受け、かつ、A等級に格付されていること。
2 許可の種類	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。
3 営業所の所在地	建設業法第3条第1項に規定する営業所が静岡市内にあり、当該営業所が電気工事業の静岡県建設工事の入札参加資格を有していること。（当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること。）
4 入札参加資格条件における同種工事の施工実績	なし

5 右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること	・入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること。
6 技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	入札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること。(土日祝日を含む。)なお、据付現場での監理又は主任技術者は、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要さない。
7 右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<p>&lt;設計業務等の受託者&gt;</p> <p>株式会社 日総建 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-34-14 特定非営利活動法人 静岡県建築物安全確保支援協会 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 5F</p> <p>&lt;当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者&gt;</p> <p>(1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
8 その他の条件	入札公告(共通事項)(以下「共通事項」という。)のとおり

#### 1-6 入札日程

入札前の入札参加資格の確認申請書(以下「資格確認申請書」)の提出	公告日の翌日から令和7年7月29日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで申請書は契約条項を示す場所に電子メールで提出すること。(添付ファイル:PDF形式) * 提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札公告「共通事項」2-2
入札参加資格の確認通知	令和7年7月30日(水)までに電子メールで発送し通知する。	
入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和7年8月4日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで契約条項を示す場所に持参すること。	入札公告「共通事項」2-4
上記の回答期限	令和7年8月8日(金)まで	入札公告「共通事項」2-4
設計書及び図面(以下「設計図書等」という。)の交付	公告日から令和7年8月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告日の翌日から令和7年8月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで契約条項を示す場所に電子メール又は持参すること。	入札公告「共通事項」2-3
上記の回答書縦覧等の期間	令和7年8月6日(水)から令和7年8月12日(火)までの午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」2-3
入札書等の提出	入札日時に入札場所に以下の書類を提出すること。 ・委任状(代理人の場合) ・入札書(封緘、封印して提出すること。) なお、入札参加資格確認通知書の写し、入札価格(工事費)内訳書を持参すること。	入札公告「共通事項」2-5
入札価格(工事費)内訳書	要	入札公告「共通事項」2-6
入札執行日時及び場所	令和7年8月18日(月)午前10時 静岡県静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学 一般教育棟2階 2218演習室	入札公告「共通事項」2-5

入札後に行う入札参加資格確認資料の提出	入札の日から令和7年8月20日(水)までの午前9時から午後4時まで 契約条項を示す場所に持参すること。 (次順位者以降の者の期日は別途指示する。)	入札公告「共通事項」2-2
入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和7年8月25日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで 契約条項を示す場所に持参すること。 (次順位者以降の者の期日は別途指示する。)	入札公告「共通事項」2-4
上記の回答期限	令和7年8月26日(火)まで	入札公告「共通事項」2-4

### 1-7 設計図書等の交付方法

<p>設計図書等の交付 設計図書等の交付は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 交付期間 公告日から令和7年8月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 交付場所 静岡県立大学ホームページ (<a href="https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/">https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/</a>)</p> <p>(3) 交付方法 ホームページで配布する。(PDFファイル) 入札参加資格確認申請書に記載された電子メールアドレスに対して直接配布する。(その他ファイル)</p>
---

### 1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

契約条項を示す場所で、回答を書面にて縦覧する。
-------------------------

### 1-9 その他

調査基準価格(又は最低制限価格)の設定	調査基準価格の設定 無 最低制限価格の設定 無
前払金	請負代金の40%以内
中間前払金	前払金に追加して、請負代金の20%以内の額
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
ISOを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
法定外の労災保険(※)の付保	受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

※公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約

提出資料一覧

〈様式等〉	〈タイトル〉	〈提出時期〉
様式第2号	入札参加資格確認申請書	申請期限まで
様式第4号	配置予定技術者等の資格・工事経験	入札後提出期限まで
様式第5号	許可等の状況	入札後提出期限まで

2 入札公告（共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

静岡県公立大学法人契約事務取扱規定第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（個別事項）（以下「個別事項」という。）に記載）
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告「個別事項」に記載）
入札参加資格確認申請書（様式第2号、以下「資格確認申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下において「法」という。）第2条第2号に該当する団体 イ 個人または法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者 ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者 エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者 オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者 カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、資格確認申請書を作成の上、提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、資格確認資料を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) 資格確認申請書及び資格確認資料（添付資料含む）の提出は電子メールとする。
- (3) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日	資格確認申請書の提出期限の日
---------------	----------------

イ 資格確認申請書	様式第2号
ウ 入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
エ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資料(添付資料含む。)を作成の上、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。 (1) 様式第4号 配置予定技術者等の資格・工事経験 (2) 様式第5号 許可等の状況
オ 同種工事の施工実績の確認(参加条件の場合)	同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は工事カルテ(CORINS)の写し等
キ 許可等の状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果(並びに営業所の状況[県内に営業所があることを条件とする場合])を記載すること。
ク 許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し(資格確認申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの)(及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類[県内に営業所があることを条件とする場合])を提出
ケ 入札参加資格	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し
コ 経営事項審査結果通知書の写し	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書(審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの)の写し

- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む)を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)は、返却しない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)は、公表しない。
- ・資格確認申請書、資格確認資料(添付資料含む。)に用いる言語は日本語とする。

### 2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告「個別事項」に記載
質問	電子メール又は書面を持参(様式自由)とする。
質問に対する回答	書面により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

### 2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面を持参(様式自由)とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

### 2-5 入札執行の場所等

入札の場所	1－6 参照
入札の方法	入札日時に入札場所に以下の書類を提出すること。 入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書の写し、入札価格(工事費)内訳書(入札書と同時に提出が必要な場合のみ)を提出すること。 また、本工事の詳細な積算資料を入札執行場所へ持参すること。
その他注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵送による入札は認めない。</li> <li>2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</li> <li>3 入札執行回数は、2回を限度とする。</li> </ol>

## 2－6 入札価格(工事費)内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格(工事費)内訳書の提出を求める。

なお、入札価格(工事費)内訳書の提出の要否は、個別事項において記載する。

受付	入札書の提出に準じる。
様式	様式第9号
取扱い	入札価格(工事費)内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。(入札書と同時に提出が必要な場合のみ)

## 2－7 開札等

開札	入札場所において、入札事務に関係のない法人職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
落札者の決定方法	<p>静岡県公立大学法人会計規則第20条の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格)をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。</p> <p>入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。</p>

入札の無効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに静岡県公立大学法人競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、〔現場説明を行う場合〕〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書（入札書と同時に提出が必要な場合のみ）に不備があるときは、当該入札を無効とする。</li> <li>2 低入札価格調査の対象者が、入札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第12項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。</li> <li>3 入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。</li> </ol>
-------	--

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金 免除</li> <li>2 契約保証金 納付(契約金額の100分の10(低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30)以上) ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</li> </ol>
契約書の作成	契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</li> <li>3 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</li> </ol> <p>※ 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報・報告等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</li> <li>2 落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合）</li> <li>3 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</li> <li>4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</li> <li>5 1-5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</li> <li>6 落札決定後に静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</li> </ol>

	<p>(1) 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。</p> <p>(2) (1)により契約を締結しない取扱いとした場合については、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>7 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>8 その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>
--	---

以上

## 公告添付資料

### 入札参加資格確認申請書作成の留意点

入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の作成について

- (1) 入札参加申請時に提出が必要な書類は、申請書(入札後審査型様式第2号)のみです。申請書以外の様式や添付資料は、開札後に落札候補者のみ提出する必要があります。
- (2) 申請書の提出期限後における差し替え及び再提出はできません。  
※ 特に、配置予定技術者の変更は、申請書の提出期限後はできませんので、注意してください。
- (3) 提出前に申請書に記載漏れや誤記等がないか確認してください。  
※ 特に、「技術者の資格と氏名」欄には、必ず資格も記載してください。  
(資格の例:○級建築士、監理技術者資格証(電気)、○級管工事施工管理技士など)

### 入札価格(工事費)内訳書作成の留意点

(入札時に提出が必要な場合)

入札価格(工事費)内訳書(様式第9号)に不備がある場合は、入札を無効とする場合があります。

金額の記載(計算)の誤りや提出枚数の欠落がないよう確認(検算等)の上、注意して提出してください。

## 現 場 説 明 書

静岡県立大学総務部施設室

説明日時・会場	現場説明は行いません。	
工事名	令和7年度 静岡県立大学配電設備更新工事（温室棟）	
工事箇所	静岡市駿河区谷田 地内	
工事概要等	規模、構造、形式	配電設備 ・ 高圧受電盤1面、低圧電灯盤1面、低圧動力盤1面 盤内機器更新
	工法・工種	電気工事 一式
工期	令和8年3月27日限り	
債務負担	無	
関連工事	無	
入札	<p>入札回数は2回を限度とする。</p> <p>入札当日提出・持参する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札書</li> <li>・ 委任状（代理人の場合）</li> <li>・ 入札価格（工事費）内訳書</li> <li>・ 入札参加資格確認通知書の写し</li> </ul>	
契約	<p>契約に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書2部（発注者、受注者）</li> </ul>	
現場作業の着手	<p>契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を監督員へ提出し、工事計画の承諾を得たのち着手すること。</p>	
契約前の提出書類	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作成までの間に契約担当者に提出すること。</p>	
契約直後の提出書類	<p>受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれ提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工程表 （2部10日以内）</li> <li>2 主任技術者等通知書 （2部10日以内）</li> <li>3 請負代金内訳書 （1部10日以内）</li> <li>4 建設業退職金共済制度等の掛金納入書（1部30日以内） 建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」</li> <li>5 火災保険その他損害保険加入届出書（1部加入後直ちに）</li> </ol> <p>工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、その証券を遅滞なく提示すること。（保険期間は工期+14日程度）</p>	

<p>下請関係</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱を遵守すること。</p> <p>施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり、整備及び提出すること。</p> <p>1 施工体制台帳（様式は要綱第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。</p> <p>2 再下請契約届出書（様式は要綱第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。 下請契約が数次にわたる場合には、順次上位請負人を經由して元請負人へ提出すること。</p> <p>3 施工体系図（様式は要綱第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>4 提出の方法 工事完了までに提出すること。また、二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。</p>
<p>工事工程月報</p>	<p>受注者は、工期が1ヶ月を超える工事について、月末における工事の進捗状況をその月の末日までに監督員を通じて報告する。（2部）</p>
<p>支払関係</p>	<p>1 前払金</p> <p>(1) 前払金は請負代金額の10分の4以内の額（万円未満切り捨て）とする。</p> <p>(2) 前払金を受けようとするときは、工事完成期日を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託すること。</p> <p>2 中間前払金</p> <p>(1) 中間前払金は、前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の額（万円未満切り捨て）とする。</p> <p>(2) 中間前払金を受けようとするときは、前払金の支払を受けた後、当該前払い金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託すること。</p> <p>(3) 中間前払の条件は、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額の2分の1以上の額に相当するものであることについての認定を受けたものとする。</p> <p>3 部分払</p> <p>(1) 部分払金の額は、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相応額（以下「出来形金額」という）の10分の9以内の額（万円未満切り捨て）とする。前払金および中間前払金を受けたときは、出来形が現になされた前払金及び中間</p>

	<p>前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率に達したときにかぎる。なお、2回目以降については前回までの部分払金を差し引いた額とする。請求回数は契約書に記載のとおり。</p> <p>計算方法  部分払金の額 = A - B  A = 出来形金額 × 9 / 10 … 万円未満切り捨て  B = 出来形金額 × (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 … 万円未満切り上げ</p> <p>4 完成払  (1) 完成払は、建物の引渡し完了後請求できるものとする。  (2) 受注者は、完成写真、請求書を提出する。</p>
変更契約	<p>1 変更契約は、その必要が生じた都度書面をもって協議して行う。  ただし、軽微な変更の場合は、工事完了のときまでに行う。</p> <p>2 提出書類  ・ 工期延長願 受注者側に起因する場合は延長願を提出する。  ・ 変更契約書 2部  ・ 変更工程表 2部</p>
完成時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成届 (2部)</li> <li>・ 完成写真 (1部)</li> </ul> <p>工事着手前と完了後と比較できるよう同方向から撮影したもの。</p>
引渡し時の提出書類等	<p>原則下記によるが、提出書類、部数等の詳細は監督員との協議による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引渡書 (1部)</li> <li>・ 工事関係書類 (一式)</li> <li>・ 工事写真帳 (1冊、完成写真付)</li> <li>・ 完成図 (A3判二つ折り製本 2部)</li> <li>・ 施工図 (A3判二つ折り製本 1部)</li> <li>・ CD-R又はDVD-R (2部：詳細は電子納品特記仕様書による)</li> </ul> <p>工事工程表、主任技術者・現場代理人等通知書、工事写真、施工図、工事工程月報 (最終分)、出来形確認請求書、施工体制台帳 (最終分)、変更工程表、完成図、完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの</li> </ul>
材料及び製造所等の報告を求めるもの	<p>1 建築工事  (1) 既製コンクリート杭 (2) 生コンクリート (3) 鉄筋 (4) 鉄骨  (5) PC板ALC板 (6) 防水材料 (7) 石及び擬石 (8) タイル (9) 屋根材  (10) 仕上げ塗材 (11) 木材 (12) 金属製建具 (13) 舗装  (14) コンクリート2次製品 (15) 砕石 (16) ユニット類  (17) その他監督員の求めるもの</p> <p>2 電気設備工事及び機械設備工事  (1) 使用材料 (2) 使用器材一式</p>

材料検査簿等	受注者は、監督員が指定する機材について、材料検査簿を作成し、監督員の検査を受けること。
その他の事項	<p>1 法人監督員事務所 無</p> <p>2 工事期間中の仮設または試験用の電気料金および水道料金等について、既存施設を利用する場合は、施設管理者と協議のうえ精算すること。</p> <p>3 特に注意する安全対策</p> <p>(1) 建設地周辺の環境保全に努め、施設利用者、近隣住民に配慮し工事を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の運用中であるため、施設利用者への安全確保に万全を期すこと。</li> <li>・試験等特に騒音が影響する場合など施設担当者との協議のうえ、工程を検討すること。</li> <li>・工事関係車両は、場内場外共に交通安全、汚損騒音防止対策に万全を期すこと。</li> <li>・1日当たりの工事車両が多い場合には、特に安全対策に配慮の上、事前に監督員及び施設関係者と進入時間等について協議すること。</li> <li>・土砂や材料等の飛散防止対策、臭気対策に努めること。</li> <li>・作業時間を厳守すること。</li> <li>・工事による騒音・粉塵・振動等の発生防止に努めること。なお、建設機械・設備については、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される機器を使用するものとする。</li> </ul> <p>(2) 関連工事との調整を十分に行うと共に、工事の円滑な推進、安全の確保を図ること。</p> <p>(3) 工期短縮等のため、施工法、物品調達方法等施工VE（バリューエンジニアリング）を積極的に提案すること。</p> <p>(4) 各種法令等を遵守すること。</p> <p>(5) 交通整理員を適正に配置すること。</p> <p>(6) 本工事において発生する産業廃棄物について、廃棄物の分別、収集、再生工場でのリサイクル、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化、その他必要な事項について計画書を作成し、監督員に提出し廃棄物減量化に努めること。</p> <p>(7) 枠組み足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。</p> <p>4 受注者には設計CADデータを提供するので、参考にすること。提出するCADデータの形式は、JWWファイル形式とする。</p> <p>なお、CADデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。</p> <p>5 工事期間中、監督員が指示した場合は工事の施工状況がわかる写真を提出すること。</p> <p>6 本工事における必要な対策、措置その他</p> <p>(1) 全体工程表の作成と工程会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、月間工程を作成する。</li> </ul> <p>(2) 安全対策</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・元請負業者と下請負業者が一体となり、安全で、快適な作業環境を作るよう協力すること。</li></ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学利用者の安全対策、近隣住民に対する安全騒音振動対策等を考慮すること。</li></ul> <p>7 工事における仕様等は設計図、設計書による。</p> <p>8 施工条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大学行事等との調整を十分に行うこと。</li><li>・停電時期については、必要停電時間を十分精査したうえで工程の調整を行うものとする。</li></ul>
--	--

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について申請します。  
なお、入札公告「2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」をすべて満たしていること並びにこの申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。  
また、この工事に係る設計業務等の受託者との関係において、応募要件に反しないことを合わせて誓約します。

## 記

- 1 公告日 令和7年7月22日
- 2 工事名 令和7年度 静岡県立大学配電設備更新工事(温室棟)
- 3 工事箇所 静岡市駿河区谷田 地内
- 4 資格確認

項目	内容
静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種(電気工事)	有 ・ 無
認定業種(電気工事)の格付等級	等級
建設業許可の種類(電気工事業)	特定 ・ 一般
技術者の資格と氏名	
営業所の所在地	
設計業務等の受託者と資本若しくは人事面の関係 (株式会社日総建、特定非営利活動法人静岡県建築物安全確保支援協会)	有 ・ 無
企業の連絡担当者の電子メールアドレス	

※複数の技術者を申請する場合、適宜、資格確認欄を追加(別紙可)して使用すること。

※入札参加に必要な参加資格は、執行機関で上記項目を加除訂正できる。

※添付書類は必要ありません。

ただし、入札執行後、落札候補者の方は、執行機関の指定する日までに入札参加資格に関する資料を提出するものとします。なお、資料が提出できない場合や資格要件を満たしていない場合等は入札が無効となります。  
※虚偽の申請を行った場合、指名停止等の処分をすることがあるので十分注意ください。

【別紙】（令和6年4月1日一部改正）

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）
- 土木工事共通仕様書
- 公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
- 公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）

受注者は、土木工事等に係る仕様書（平成3年静岡県告示第296号）に基づく上記仕様書のうち、この工事に適用する仕様書（チェック「✓」の記載があるもの）により、この工事を施工するものとする。

## 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に適用する。

第2条 産業廃棄物が搬出される建設工事にあつては、産業廃棄物管理票を(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(<https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェスト)により行うこと。

第3条 これにより難しい場合は監督員と協議すること。

## 電子納品特記仕様書

1 受注者は、最終成果を電子データで納品する。ここでいう電子データとは、「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン」、「静岡県営繕工事電子納品要領」及び、「静岡県CAD図面作成要領」に基づいて作成されたものを指し、電子データを記録させたCD-R（ラベルに直接署名又は捺印を行う。）2部及び電子媒体納品書（紙）により提出する。

なお、電子納品の対象とする資料の範囲は、下表の番号に○印の付いたものを適用する。ただし、「紙」等で併せて提出するものとする。

①	工事工程表(変更工事工程表)	⑬	変更工程表
②	主任技術者・現場代理人等通知書	14	完成届出書
3	打合せ簿	15	緊急対策連絡表
④	工事写真	16	施工計画書
⑤	施工図	17	使用材料（機器）報告書
6	検討図面	18	火災保険等加入届出書
⑦	工事工程月報（最終）	19	再生資源利用促進計画書等
⑧	出来形確認請求書	20	レディミクストコンクリート調合報告書
9	引渡書	⑳	完成図
⑩	施工体制台帳(添付資料は除く)	㉒	完成写真
11	工事記録簿	23	カタログ
12	材料検査簿	24	その他

2 受注者は、発注者から提供された設計図等CADデータを、当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。



## 電気設備工事特記仕様書

**I 工事概要**

1 建設工事名 令和7年度静岡県立大学配電設備更新工事(温室棟)

2 建設工事場所 静岡市 駿河区 谷田 地内

3 建物概要

建物(棟)名称	構造	階数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
温室棟	RC造 平屋建	1	120 (m <sup>2</sup> )	
(展示ガラス温室)				

4 工事科目 (  印のあるもの)

・ 電灯設備(電灯幹線、電灯分岐、コンセント分岐)	・ 誘導支援設備(音声誘導装置、インターホン、トイレ呼出)
・ 動力設備(動力幹線、動力分岐)	・ テレビ共用受信設備
・ 電熱設備	・ 監視カメラ設備
・ 常保護設備	・ 駐車管理設備
<input checked="" type="checkbox"/> 受変電設備	・ 防火・入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備(直流電源、交流無停電電源)	・ 火災報知設備(自動火災報知、自動閉鎖、非常警報、ガス漏れ)
・ 発電設備	・ 中央監視制御設備
・ 構内情報通信設備	・ 屋外構内配電線路
・ 構内交換設備	・ 屋外構内通信線路
・ 情報表示設備(出退・情報表示、電気時計)	・ テレビ電波障害防除
・ 映像・音響設備	・ 昇降機設備
・ 拡声設備	・ 電気自動車充電設備

**II 仕 様**

1 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書(令和4年版)による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 建築物解体工事共通仕様書

2 標準図は以下の令和4年版による。

- 建築工事標準詳細図
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

3 設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。

(1) 質疑回答書(2)～(5)に対するもの (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書

4 特記仕様

(1) 項目は全て適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は、 印の付いたものを適用する。  
 印のない場合は、※印を適用する。  印と 印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項 目	特 記 事 項
一 般 事 項	1 法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事については、工事完成時まで検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	2 工事実績情報の登録	受注時又は契約変更時に工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報e-リス(CORINS)に10営業日以内に登録すること。また、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除すること。 なお、契約金額の変更登録は、完成時のみとする。
	3 工事の一時中止	静岡県建設工事請負契約第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	4 施工等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	5 工事写真	営繕工事写真撮影要領令和3年版及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領(平成28年版)」による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版)によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	6 監理事務所	※ 設けない ・ 設ける( ・ 既存建物内の一部を使用する ・ 構内に新設する )
	7 工事に必要な工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。
	8 工事用仮設物	敷地内につくることが ※ できる ・ できない
	9 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	10 電気保安技術者	電気保安技術者の選定については、標準仕様書のほか監督職員が認める者とする。
	11 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの ( ・ PCB使用機器 ) (2) 特別管理産業廃棄物 ( ・ 水銀灯 ・ 蓄電池 ) (3) 再資源化を図るもの ( ・ 蛍光灯 ・ 白熱灯 ・ H I D 灯 ) (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの ( )  照明器具安定棚にPCBが使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス(銅板製)に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、PCB混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が判定・確認できない場合は、PCB廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。  建設廃棄物の処理にあたっては建設廃棄物計画書を提出すること。  不要となった配管の支持金物、吊りボルト及びアンカーボルト等は本工事にて撤去する。

12 産業廃棄物管理票 (財)日本産業廃棄物処理振興センター( http://www.jimnet.or.jp )が運営する「情報処理センター」の登録(電子マニフェスト)により行うこと。これにより難しい場合は監督職員と協議する。

13 建設副産物情報交換システム 本工事の情報を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。  
また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出する。

14 特定建設資材の再資源化等 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の通知の有無  通知を要しない(対象工事でない) ・ 通知を要する(対象工事である)

対象建設工事の場合は、分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う。

(1) 分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・ 新築工事等	・ 建設設備工事 ※ 有	・ ※ 手作業 ・ 手作業・機械作業併用

(2) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地
・ コンクリート	・	・
・ コンクリート及び鉄から成る建設資材	・	・
・ 木材	・	・
・ アスファルト・コンクリート	・	・

注(1)、(2)については概算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。  
受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても設計変更の対象としない。

15 環境性能等 使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。

16 使用機材の選定 工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料(機器)報告書」を監督職員に提出して承諾を受けること。

17 地場産品 静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。  
受注者は、工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。  
「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。  
「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。  
「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

18 機材の検査等 使用する機材について、自主検査記録(任意様式)を作成すること。  
ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。  
なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種類の機材は以後原則として抽出検査とする。また、製造工場における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。

19 排出ガス対策等 使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。

20 検 査 中間検査 ・ 対象工事(実施は中間検査実施基準による)  対象外工事  
工事施工中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。

21 完 成 図 書 現場説明書による。

22 電 子 納 品 電子納品特記仕様書による。  
貸与する設計図データの有無(※ 有り ・ 無し)  
貸与するCADデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

23 公共事業労務費調査に対する協力 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。  
(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。  
(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。  
(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。  
(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

24 石綿含有建材の事前調査 「石綿障害予防規則の解説(令和2年10月28日厚生労働省労働基準局)」に基づき、対象となる場合は、特定建築物石綿含有建材調査者が石綿含有建材の事前調査を行う。  
なお、建築物の改修工事で請負代金額の合計額が100万円以上であるものについては、原則として「石綿事前調査結果報告システム」を用いて調査結果の報告を行い、内容を監督職員へ提出すること。  
※石綿事前調査結果報告システムには「gbizID (https://gbiz-id.go.jp)」への登録が必要となる。

25 地下埋設物の事故防止 「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」に基づき、事故防止対策を行うこと。

共通工事

1 仮 設 備 仮設備項目( ・ 受変電 ・ 発電 )  
仮設備期間( ・ 図示 )

2 足 場 そ の 他

※ 別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。  
・ 本工事で設置する。  
内部足場の種別 ※ 脚立、足場板等  
外部足場の種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種  

A種	： 施工箇所面に伸組足場を設ける
B種	： 施工箇所面にくさび脚立式足場を設ける
C種	： 施工箇所面に単管式足場を設ける
D種	： 仮設ゴンドラを使用する
E種	： 移動式足場を使用する

設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)における手すり設置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。  
外部足場の防護シートによる養生  

- ・ 養生ネット ※ 養生シート(※ I類 ・ II類)
- ・ ネット状養生シート( ・ I類 ・ II類)
- ・ 防音シート ・ 防音パネル

3 養 生 養生範囲(※ 図示による)  
養生方法(※ 図示による)

4 土 工 事 標準仕様書によるほか次による。  
(1) 管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。  
(2) 埋戻し及び盛り土(○印があるもの)  
※ 根切り土 ・ 持込み土  
(3) 狭土処分  
※ 構内敷きならし  

- ・ 構外掘出 片道運搬距離( ) km、D I D 区間( ・ 有 ・ 無 )

場外指定場所に掘出し、掘出後、監督職員へ提出場所の受入を証明する資料を提出する。  
掘出場所の名称及び所在地( )  
受入条件( )  
仮置場( )  
受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。  
・ 構内指示の場所に堆積

5 コンクリート工事 コンクリート圧縮強度試験  
現場での試験 (※ 行わない ・ 行う)  
工場での試験成績書の提出(※ 求める ・ 求めない)

6 接 地 工 事 (1) 接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。  
(2) 板状の接地極は 900mm×900mm、厚さ1.5mm以上の厚板とし、管状又は棒状の接地極は鋼又は鋼被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。  
(3) その他、図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。

7 関連する工事との施工区分 図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。

8 機器等の取付高さ 図面に特記なき場合は、表2「機器標準取付高さ」を標準とし、監督職員との協議の上決定する。

9 耐 震 施 工 設備機器の設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度、に、機器の重量を乗じたものとする。設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設 置 場 所	設備耐震クラス分類		
	Sクラス	Aクラス	Bクラス
上階階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中 間 階	1.5	1.0	0.72
地下階及び1階	1.0	0.6	0.48

※防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、BクラスのときはAクラスをAクラスのときはSクラスを適用する。  
本施設は( ・ 防災上重要な機能を必要とする防災拠点等○防災上重要な施設 ・ 一般の施設 )とする。  
機器等の設備耐震クラスの種類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Sクラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受変電設備</li> <li>・ 発電設備</li> <li>・ 非常用蓄電池設備</li> <li>・ 交換機、無線装置等</li> <li>・ 防災用情報通信設備</li> <li>・ アンテナ、統制台等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
Aクラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話設備</li> <li>・ 中央監視設備</li> <li>・ 非常放送設備</li> <li>・ 幹線設備(警報を含む)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受変電設備</li> <li>・ 発電設備</li> <li>・ 非常蓄電池設備</li> <li>・ 電話設備</li> <li>・ 非常放送設備</li> <li>・</li> </ul>
Bクラス	S、Aクラス以外の機器等	S、Aクラス以外の機器等

設備機器・配管等の支持、固定は、表3「耐震施工の基準」による。  
ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。

配管、ダクト、機器等の天井下げ用として金属吊張アンカーを用いる場合には、締付け方式のアンカーを使用すること。  
あと施工アンカーの引き抜き試験 ・ 行う ※ 行わない

10 非 破 壊 検 査 改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を  
※ 行う ( 床 ※ 放射線透過検査 ・ レーダー探査 )  
( 壁 ※ レーダー探査 ・ 放射線透過検査 )  
・ 行わない

11 分 電 盤、制 御 盤、配 電 盤 等 標準仕様書によるほか次による。  
(1) 扉の幅が、端子盤及び機器収納箱にあつては600mm、制御盤にあつては800mmをこえる場合は扉は原則として開閉可とする。  
(2) 扉番は、寸法・重量等を考慮した丈夫なものとし十分な耐久性を保つ構造とする。  
(3) 扉外側の盤類は水が浸入しない構造とし、計器窓は網入りガラスとする。  
(4) 盤類の塗色は次による。  
※ マンセル 2.5Y9/1 ・ 塗色なし ・ 指定色( )  
(5) 扉外形の閉閉器箱及びプルボックスは、次による。  
閉閉器箱： ※ 鋼製 ・ 樹脂製 ・ ステンレス製 ・ 図示による  
プルボックス： ・ 鋼製 ・ 樹脂製 ※ ステンレス製 ・ 図示による  
(6) O A盤の端子盤部に通気口又は冷却ファンを設ける。仕様はメーカー仕様為準する。

12 電 線 類 6kV EM-CE CETケーブル(主に地上)  
※Eタイプ(外部半導電層が押出成形) ・ E-Tタイプ(外部半導電層がテープ巻き)

13 架 空 電 線 特記なき電柱の、脚金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。

14 電力・電話の引込み 電力及び電話線引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打合わせの上監督職員との協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に対し速やかに行う。申請書類作成を行い、申請手続に要する費用は受注者の負担とする。

15 最上階の埋込配管 最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。

16 位 置 ボ ッ ク ス 等 ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知等の位置ボックスは不要とする。

17 防 護 柵 扉外キュービクルの周囲に防護柵を設置する場合は、高さ1.8m以上とする。  
建築工事に含まれる場合には協議を要する。

18 地 中 電 線 (1) ハンドホールの蓋  
地中配線路の設置には、破壊荷重と次の事項を併記する。  
・ 地中配線路の用途(「電気」、「通信」等)  
(2) 地中配線の埋設深さ等  
地中配線で特記なき埋設深さは0.6m以上とする。  
(3) 次の箇所には原則として埋設線を設ける。  
ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近  
イ 地中線路の曲折箇所  
ウ 直線部分が30mごとに1個(30mに満たない場合はその中間に1個)  
エ 道路横断箇所

19 自立型アンテナマストのベースアンカー 自立型アンテナマスト及び自立型避雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。

20 電 線 保 護 物 類 (1) 合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品  
タイプ25を使用するものとする。  
電力用位置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼板製とした場合は管内に接地線を付加し、当該ボックスにボンディングを施すものとする。  
ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議する。  
(2) 金属製露出管  
次の管路は、塗装を行う。ただし、溶融亜鉛めっき加工された電線管を除く。  
( ・ ※ 屋外 ※ 配線室を除く屋内で見えがかり部分 ・ )  
(3) ケーブル配線の保護管は、標準仕様書金属管配線、合成樹脂管配線の項による。  
(4) 弱電設備の管の敷設  
ケーブルを収容する管路の1区間の屈曲箇所は3箇所以内で曲げ角度の合計は180°以内とする。ただし、通線及び管内の電線の引き替えが容易に行えるように施工する場合はこの限りでない。  
(5) 壁面配管等で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管支持材には保護キャップ等の安全措置を施すものとする。

21 照 明 用 ホ ール 照明用ホールは、次による。  
※ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチを設ける。仕様についてはメーカー仕様為準する。  
・ 配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。

22 配 線 器 具 (1) スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。  
(2) フラッシュプレート  
※ 新金属 ・ ステンレス ・ 合成樹脂  
(3) フロアプレートは水平高低調整付(空転防止形または工具締付形)とする。  
※ アルミ製 ・ 黄銅製  
(4) 発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。  
(5) コンセントには接続番号を表示する。

23 屋 外 の 支 持 金 物 電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。  
※ ステンレス製 ・ 亜鉛メッキ

24 機 器 姿 図 姿図の形状及び寸法は概略を示す。

特定非営利活動法人 静岡県建築物安全確保支援協会		換 図 :	作 図 :
公立大学法人 静岡県立大学事務局 施設室		・	・
令和7年度静岡県立大学配電設備更新工事(温室棟)			
日付	令和7年7月	簡尺	Non-Scale
		署名	電気設備工事特記仕様書 (R7.4) 1/2
			図番 <b>特-1</b>

電気設備工事特記仕様書		防災設備工事
25 照度測定	照明器具を新設、改修した部屋の照度 ※測定する ・測定しない 測定箇所等は監督職員の指示による	1 自動火災報知装置 (1) 受信機 ・ R型 ・ P型 ( ) 線 ( ) 回路 予備電源付 ( ・ 壁掛形 ・ 自立形 ) 複合盤の場合は図示する。 (2) 副受信機 表示意数 ( ) 窓 ( ・ 壁掛形 ・ 自立形 ) (3) 発信機 ・ R型 ・ P型 ( ) 線 ( ) 形 (4) 機器収納箱 ・ 埋込形 ・ 露出形 ・ 消火栓箱組込形 (5) 消火栓ポンプ始動用表示灯 ・ 専用 ※ 火報と兼用
26 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の (1) から (4) を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着材は、可塑剤 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含むし難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。 (4) (1) の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。	2 自動閉鎖装置 (1) 連動制御器 ( ) 回線 (複合盤の場合は図示する。) (2) 動作仕様 ア 動作方式 ・ 多回線順次動作 ・ 単独動作 イ 防護タンパ ・ 手動復帰 ・ 遠方復帰
27 化学物質の濃度測定	・ 要 ※ 不要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等については、監督職員の指示による。	3 非常警報装置 (1) 非常警報装置 ・ 埋込形 ・ 露出形 (2) 起動装置 (押しボタン) ・ 埋込形 ・ 露出形
28 設備機器容量	本工事及び関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。	4 ガス漏れ火災警報装置 (1) 受信機 ( ) 回線 予備電源付 ( ・ 壁掛形 ・ 自立形 ) 複合盤の場合は図示する (2) 検知器 ・ 都市ガス ・ 液化ガス 電 源 ・ AC100V ・ DC24V (3) 中継器 確認表示灯 ・ あり ・ なし
撤去工事	1 撤去 ・ 撤去前に内容物 (発電機燃料等) の回収を要する機器、配管等の処理 ( ) ・ 撤去後の補修、復旧 ( ) 2 石綿含有建材の除去工事 事前調査 ※ 行う ・ 行わない 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している建築材料等の使用の有無について調査する。 分析による石綿含有建材の調査 ※ 行わない ・ 行う ( 箇所) 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿粉じん濃度測定 ※ 行わない ・ 行う ( 箇所) 測定箇所等は監督職員の指示による。 石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行うこと。 石綿含有品 ・ フランジ用ガスケット ( ・ 配管 ・ ダクト ) ・ 天井材 ・ ・ 外壁 ( ・ 塗材 ・ スレート ・ ) 撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理を行い、必要に応じて官公庁等への届出を行うこと。 石綿含有塗材の塗布された外壁及び石綿含有スレート波板等の外壁面に対して、足場及び配管等の支持のため、アンカーを打設する際にも、石綿作業主任者を配置し、外壁面に対して湿潤状態とし、集塵機能付き電動工具を使用する等、飛散防止措置を講ずること。	その他 舗装板切断時の濁水は産業廃棄物として適切に処理を行うこと。
電力・発電設備工事	1 防災用照明器具 建築基準法の規定による非常用照明器具は次による。( Oで囲むもの ) ・ 電池内蔵形 ・ 電源別置形 ( ・ バッテリー ・ 発電機 ) 2 電動機等の接地 金属管配線において、電動機容量7.5 kW以下は金属管を接地線とする。 3 受変電設備 受変電キュービクル本体の耐震性は、JEM-TR144「配電盤・制御盤の耐震設計指針2003年版」(一般社団法人日本電機工業協会)における耐震機軸クラス1とする。 4 雷保護設備 (1) 保護レベル ・ I ・ II ・ III ※ IV (2) 受雷部システムの配置 ・ 保護角法 ・ 回転球体法 ・ メッシュ法 5 主燃料槽 主燃料槽は満油渡しとする。 6 太陽光発電設備 太陽電池アレイ用支持物の荷重計算は、JIS C 8955:2011「太陽電池アレイ用支持物設計標準」による。 太陽光発電システムの用途 ※ 極めて重要な太陽光発電システム ・ 通常の太陽光発電システム	
通信・情報設備工事	1 構内情報通信網設備 学校については校内LAN工事特記仕様書による。 2 テレビ共同受信装置 (1) テレビ機器収納箱 ブースターを収容する収納箱は、露出コンセント (2P15A 2口) を内蔵し、扉には放熱に有効なガラリ等を備えたものとする。 (2) アンテナマスト ・ 自立形 ・ 壁面形 ・ 標準径の A の寸法 ( ) mm	

別表	
名 称	
・ 配電盤、分電盤、制御盤、警報盤等	
・ 照明器具	
・ 電熱装置	
・ 高圧機器類	
・ 特別高圧機器類	
・ 直流電源装置	
・ 交流無停電電源装置 (UPS)	
・ ディーゼル発電装置	
・ ガスエンジン発電装置	
・ マイクロガスタービン発電装置	
・ 燃料電池発電装置	
・ 熱供給発電装置	
・ 太陽光発電装置	
・ 風力発電装置	
・ 構内情報通信網装置	
・ 構内交換装置	
・ 情報表示装置	
・ 映像・音響装置	
・ 誘導支援装置	
・ テレビ共同受信設備	
・ 監視カメラ装置	
・ 駐車場管制装置	
・ 防犯・入退室管理装置	
・ 監視制御装置	
・	

○印の付いたものを適用する。

表1 接地極一覧表

接地の種類	記 号	接地抵抗	接地極の接地・数量
・ 共同接地	E A・B・C・D	Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 1組
・ 共同接地	E A・C・D	1.0Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 1組
・ A 種	E A	1.0Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 2組
・ B 種	E B	Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 1組
・ B 種	E B	37.5~75Ω以下	EB (D=1.4又はW=3.0) × 3連 - 2組
・ C 種	E C	1.0Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 2組
・ D 種	E D	1.0Ω以下	EB (D=1.0又はW=3.0) × 1
・ D 種	E ELGB	1.0Ω以下	EB (D=1.0又はW=3.0) × 1
・ 雷保護用	E LA	Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 1連 - 1組
・ 高圧避雷器	E LH	1.0Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 2組
・ 低圧避雷器	E LL	1.0Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 2組
・ 交換機用	E L	1.0Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 1組
・ 通信機専用	E At	1.0Ω以下	EB (D=1.4又はW=4.0) × 3連 - 2組
・ 通信機専用	E Dt	1.0Ω以下	EB (D=1.0又はW=3.0) × 1
・ 測定用	E o	1.0Ω以下	EB (D=1.0又はW=3.0) × 1
・ 構造体接地		Ω以下	
・ 等電位接地		Ω以下	

注1) EBでD=1.4の場合はL=1500とし、W=4.0の場合はL=1200、W=3.0の場合はL=900とする。  
注2) 図中に記載がある場合は、それを優先する。

表2 機器標準取付高さ

名 称	測 定	取付高さ (mm)	名 称	測 定	取付高さ (mm)
取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	表示盤	床~中心	天井高×0.9
電力計	地上~中心	1,800~2,200	制御用機器	床~中心	1,100
共通			ヘルプサイン・F+IL	床~中心	2,300
			押し錠し錠 (一般)	床~中心	1,100
分電盤	床~中心	1,500	示		
スイッチ	床~中心	1,100	壁付インターホン	床~中心	1,100
入感センサー	床~中心	1,800	壁付アラーム (一般)	床~中心	400
コ (一般)	床~中心	400	壁付アラーム (和室)	床~中心	200
ン (和室)	床~中心	200	押し錠 (押し錠用)	床~中心	900又は400
セン (倉上)	倉上~中心	150~200	消火機	床~中心	1,800
ン (土間)	床~中心	500			
ト (外壁・屋外)	地上~中心	800	手機器収納箱	天井下~上端	200
フ (一般)	床~中心	2,100~2,300	列ユニット (一般)	床~中心	400
ラ (露壁)	床~中心	2,000~2,500	列ユニット (和室)	床~中心	200
ケ (壁)	壁~中心	150			
ット					
助壁掛制御盤	床~中心	1,500	受電器・副受電器	床~中心	800~1,500
手元開閉器	床~中心	1,500	機器収納箱・受電器	床~中心	800~1,500
力操作スイッチ	床~中心	1,300	パネル	床~中心	2,300
電室内端子盤	床~下端	300	表示灯	床~中心	2,100
高圧受電器	天井下~上端	200	LPガス用検知器	床~上端	300
管付 (一般)	床~中心	400			
アウト (和室)	床~中心	200			
箱レット					
時	床~中心	1,500			
計	(上端1,900以下)				
手時計	床~中心	天井高×0.9			
壁掛形スピーカ	床~中心	天井高×0.9			
用壁付アッテネータ	床~中心	1,100			

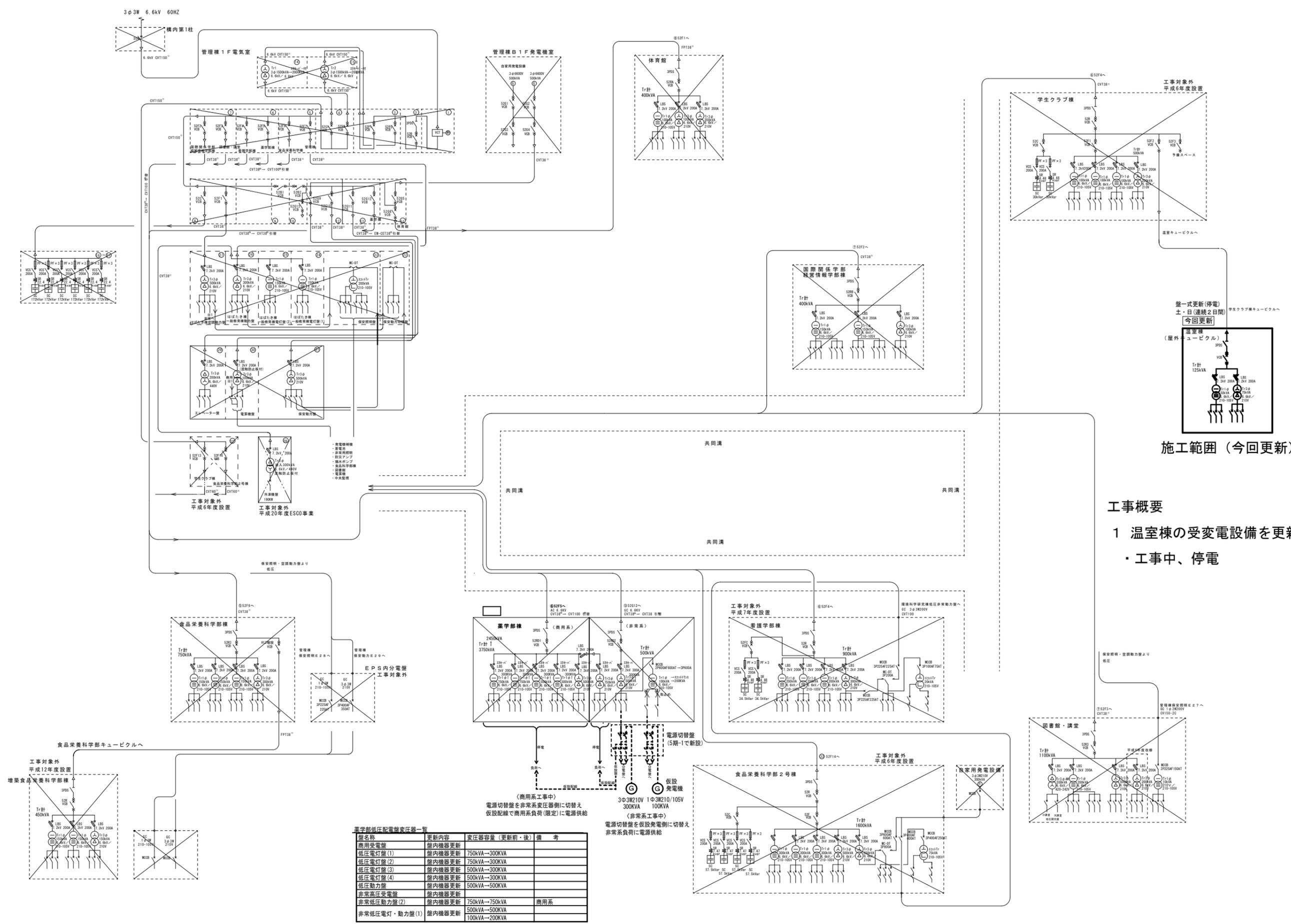
注) 1. 天井高 3,000以上の場合は、監督職員と協議する。  
2. 意匠に關係する部分 (正面玄関・玄関ホール・E Vホール・上級室・会議室) の取付位置は、監督職員と十分協議する。  
3. 表は原則とし、施工前に監督職員の承認を受ける。

表3 耐震施工の基準  
設備機器・配管等の支持、固定は、以下の図書を適用する。  
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン (平成25年度)  
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能と必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

\*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。





施工範囲（今回更新）

工事概要  
1 温室棟の受変電設備を更新  
・工事中、停電

薬学部低圧配電盤変圧器一覧

盤名称	更新内容	変圧器容量（更新前・後）	備 考
商用受電盤	盤内機器更新	750kVA—300kVA	
低圧電灯盤(1)	盤内機器更新	750kVA—300kVA	
低圧電灯盤(2)	盤内機器更新	750kVA—300kVA	
低圧電灯盤(3)	盤内機器更新	500kVA—300kVA	
低圧電灯盤(4)	盤内機器更新	500kVA—300kVA	
低圧動力盤	盤内機器更新	500kVA—500kVA	
非常高圧受電盤	盤内機器更新		
非常低圧動力盤(2)	盤内機器更新	750kVA—750kVA	商用系
非常低圧電灯・動力盤(1)	盤内機器更新	500kVA—500kVA	
		100kVA—200kVA	

(特記事項)

※印機器は弊社供給外を示します。

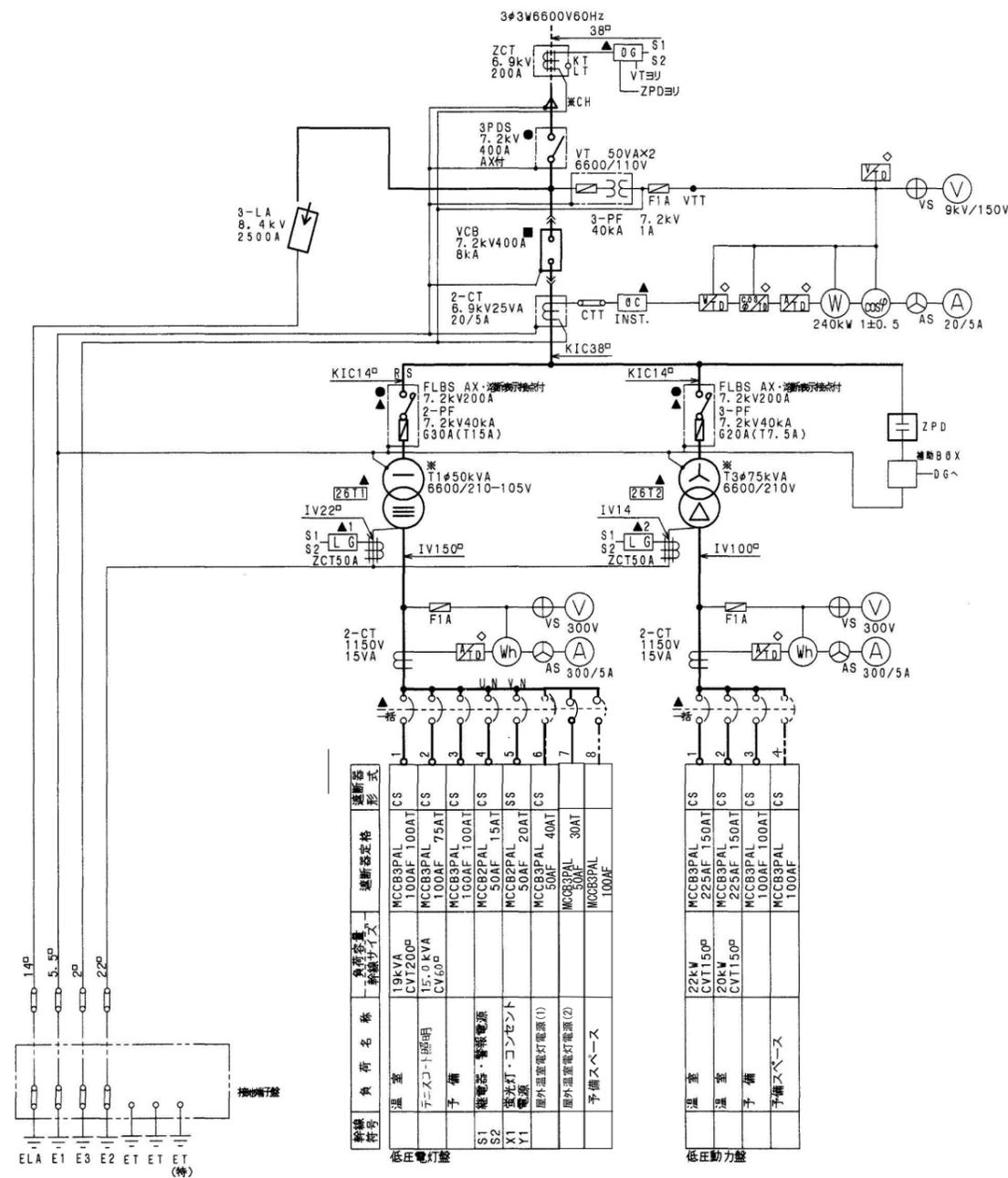
図中各機器シンボル附記の記号は下記種別を監視へ出力します。

■ 突停及び状態表示

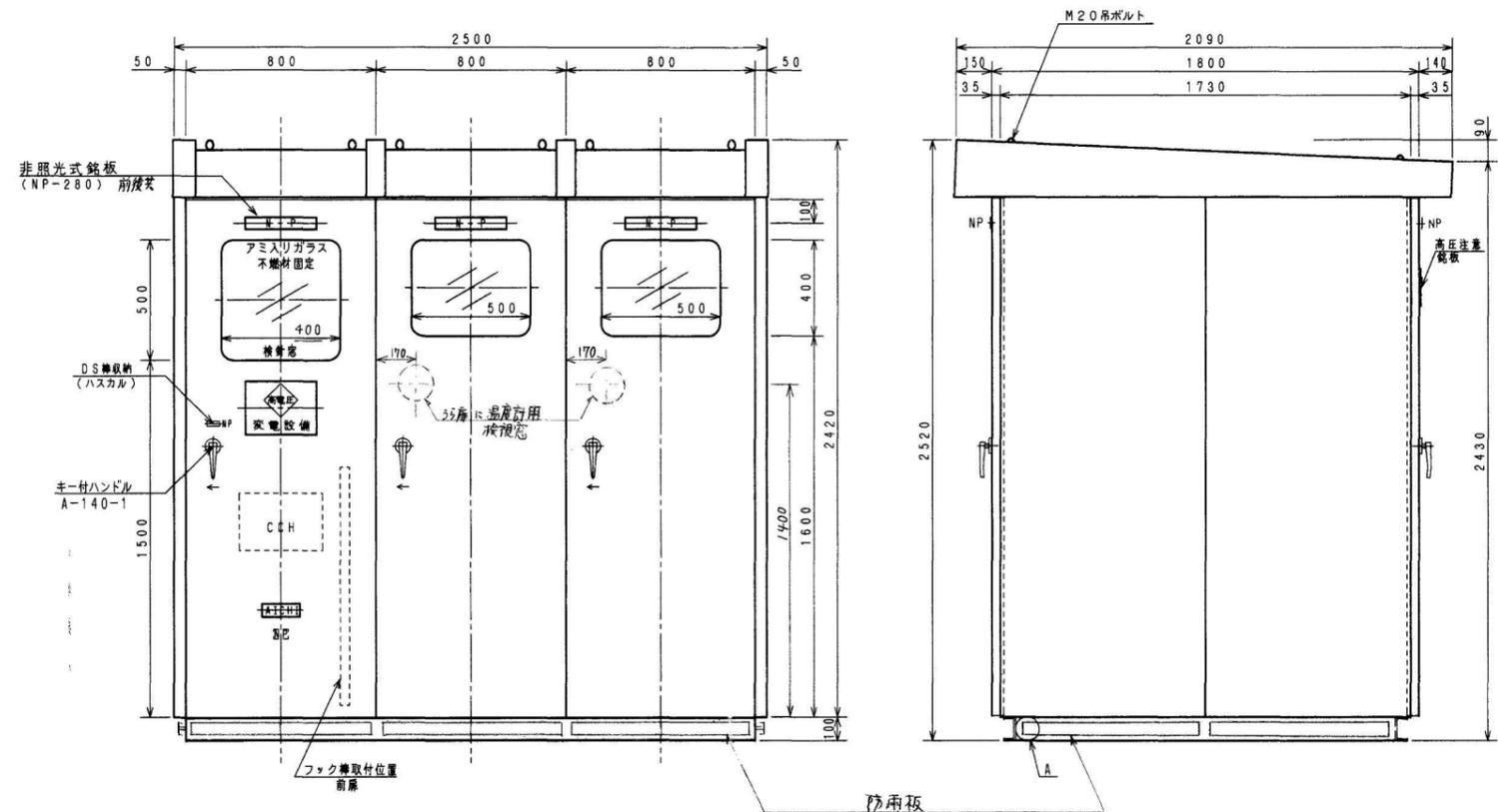
● 状態表示

▲ 故障(異常)表示

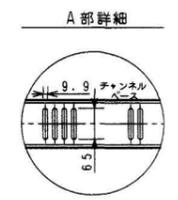
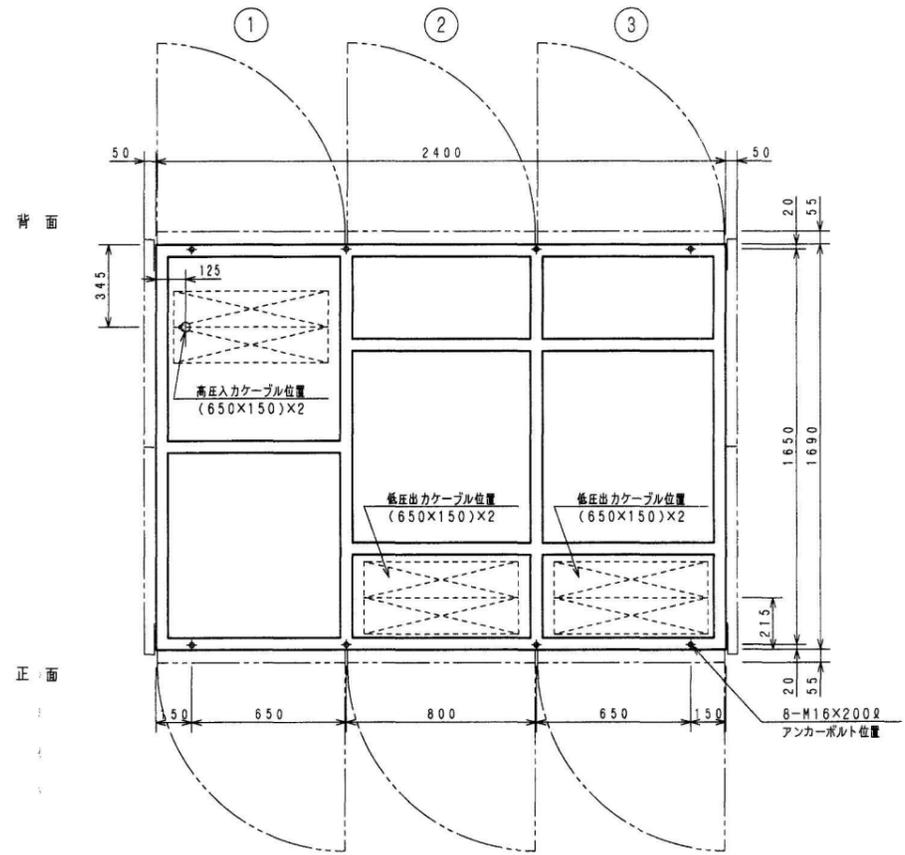
◇ 計測



盤一式更新



高圧受電盤 低圧電灯盤 低圧動力盤

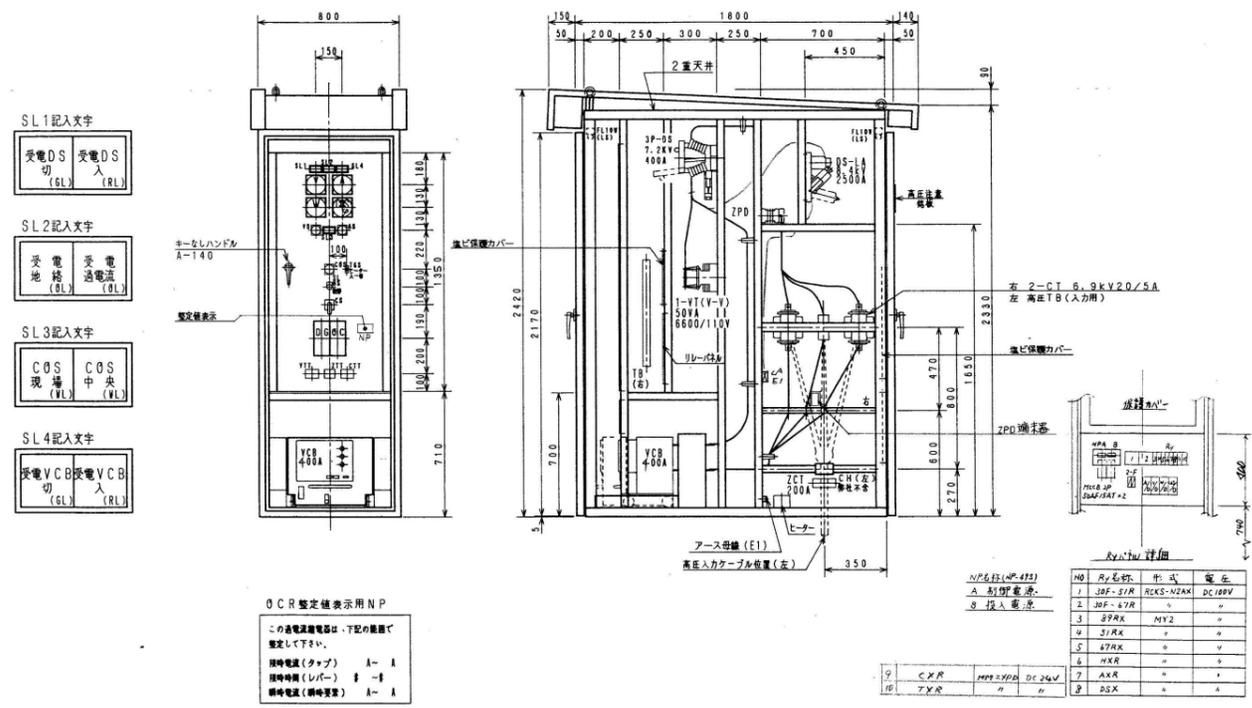


検 査	設 計	第3角法	
CHECKED	DESIGNED	3RD ANGLE	
		PROJECTION	

盤一式更新

※ 姿図及び寸法は参考とする

高圧受電盤①



- SL1記入文字
- |            |            |
|------------|------------|
| 受電DS切 (GL) | 受電DS入 (RL) |
|------------|------------|
- SL2記入文字
- |           |            |
|-----------|------------|
| 受電地絡 (GL) | 受電過電流 (GL) |
|-----------|------------|
- SL3記入文字
- |            |            |
|------------|------------|
| COS現場 (GL) | COS中央 (RL) |
|------------|------------|
- SL4記入文字
- |             |             |
|-------------|-------------|
| 受電VCB切 (GL) | 受電VCB入 (RL) |
|-------------|-------------|

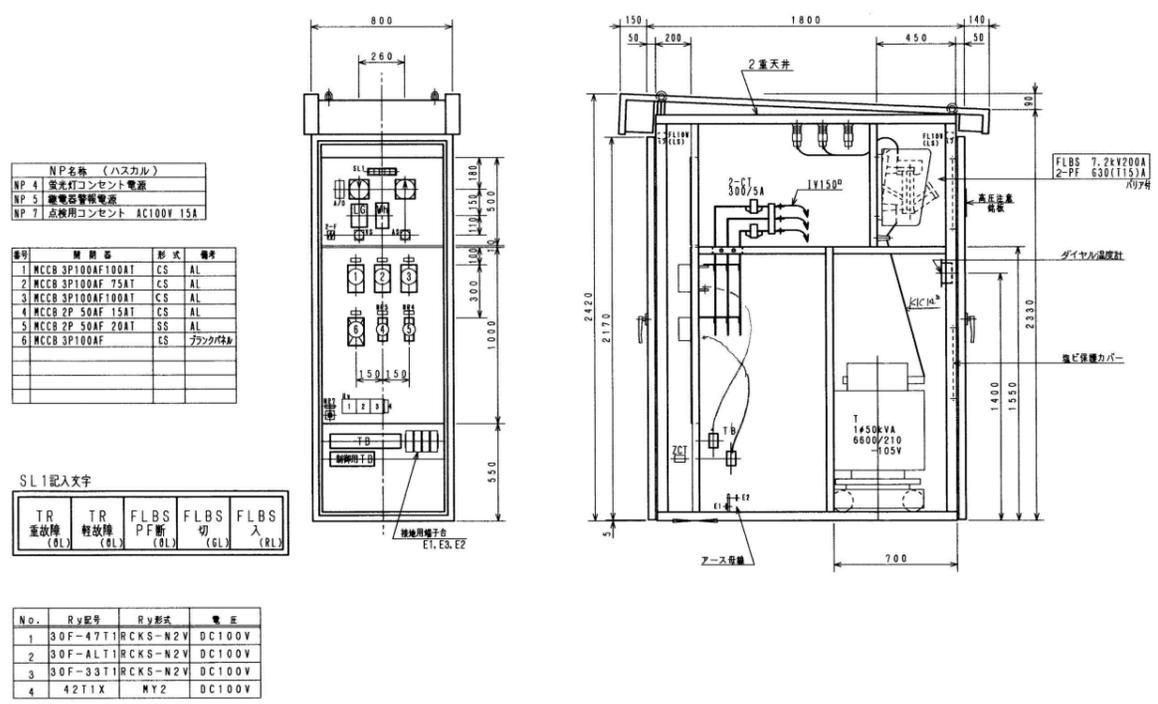
OCR 整定値表示用 NP  
この受電盤機器は、下記の表にて整定して下さい。  
故障電流 (タップ) A-1  
故障電流 (レバー) B-1  
故障電流 (瞬時調整) A-1

回路図

No.	Ry記号	Ry形式	電圧
1	30F-47T1	RCKS-N2V	DC100V
2	30F-ALT1	RCKS-N2V	DC100V
3	30F-33T1	RCKS-N2V	DC100V
4	42T1X	MY2	DC100V

盤一式更新

低圧電灯盤②



NP名称 (ハスカル)  
NP 4 蛍光灯コンセント電源  
NP 5 漏電警報電源  
NP 7 点検用コンセント AC100V 15A

番号	機器名	形式	備考
1	MCCB 3P100AF100AT	CS	AL
2	MCCB 3P100AF75AT	CS	AL
3	MCCB 3P100AF100AT	CS	AL
4	MCCB 2P 50AF 15AT	CS	AL
5	MCCB 2P 50AF 20AT	SS	AL
6	MCCB 3P100AF	CS	フランク付

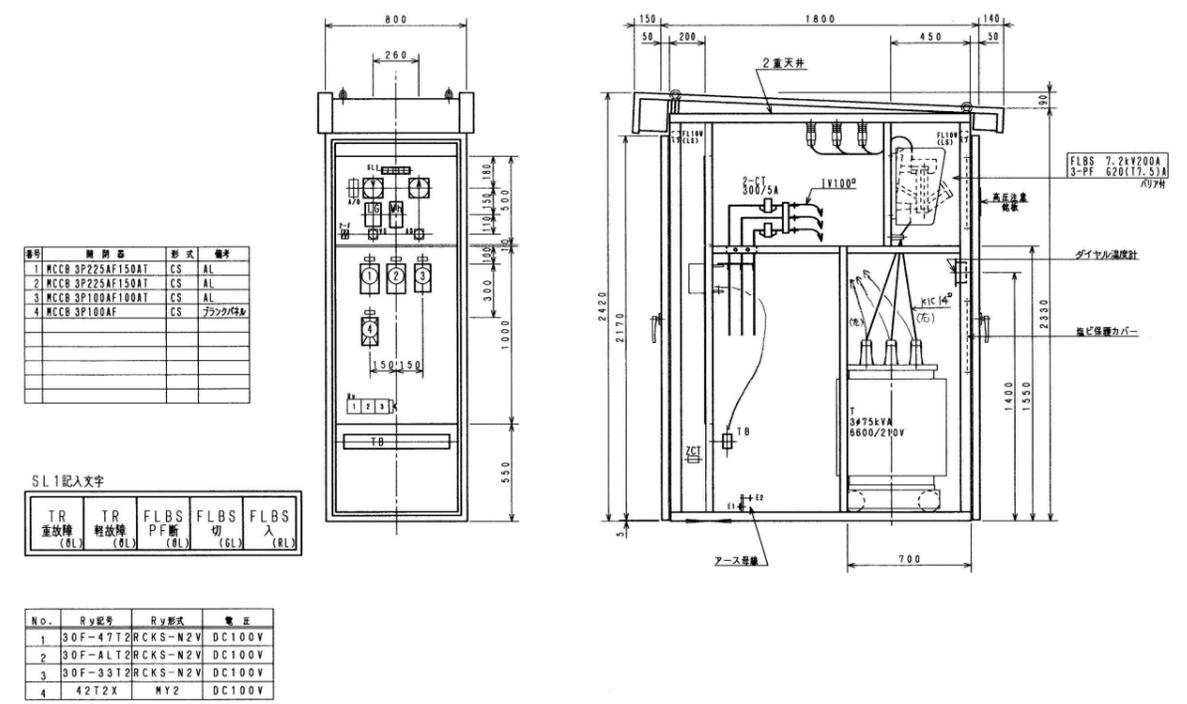
- SL1記入文字
- |            |            |                |            |
|------------|------------|----------------|------------|
| TR重故障 (GL) | TR軽故障 (GL) | FLBS PF断切 (GL) | FLBS入 (RL) |
|------------|------------|----------------|------------|

No.	Ry記号	Ry形式	電圧
1	30F-47T1	RCKS-N2V	DC100V
2	30F-ALT1	RCKS-N2V	DC100V
3	30F-33T1	RCKS-N2V	DC100V
4	42T1X	MY2	DC100V

検図 設計 第3角法  
CHECKED DESIGNED 3RD ANGLE PROJECTION

盤一式更新

低圧動力盤③



番号	機器名	形式	備考
1	MCCB 3P225AF150AT	CS	AL
2	MCCB 3P225AF150AT	CS	AL
3	MCCB 3P100AF100AT	CS	AL
4	MCCB 3P100AF	CS	フランク付

- SL1記入文字
- |            |            |                |            |
|------------|------------|----------------|------------|
| TR重故障 (GL) | TR軽故障 (GL) | FLBS PF断切 (GL) | FLBS入 (RL) |
|------------|------------|----------------|------------|

No.	Ry記号	Ry形式	電圧
1	30F-47T2	RCKS-N2V	DC100V
2	30F-ALT2	RCKS-N2V	DC100V
3	30F-33T2	RCKS-N2V	DC100V
4	42T2X	MY2	DC100V

盤一式更新

※ 姿図及び寸法は参考とする

## 数量書

工事名称 令和7年度 静岡県立大学 配電設備更新工事（温室棟）

工事場所 静岡市駿河区谷田 地内

設計年月日 令和7年7月1日

【工事概要】  
静岡県立大学 温室棟 R C 平屋建て 120m<sup>2</sup>  
展示ガラス温室 120m<sup>2</sup>

設備更新工事  
高圧受電盤 1面  
低圧電灯盤 1面  
低圧動力盤 1面  
上記に係る電気設備工事 一式









## 令和7年度 静岡県立大学配電設備更新工事（温室棟）

静岡県立大学総務部施設室

上記の工事における一般競争入札における質疑がありましたら下記によりお願いします。

### 記

#### 1 質疑書の書き方

- (1) 形式は別紙見本のとおり、A4判用紙へ横書きとしてください。
- (2) 図面番号、数量書のページ数及び工種を明記し、質疑内容を分かりやすく記載してください。
- (3) 宛名は「静岡県立大学法人 理事長」としてください。
- (4) 業社名を記入の上、捺印してください。
- (5) 質疑内容を確認する場合がありますので、担当者の連絡先を記載してください。

#### 2 質疑書の提出方法

- (1) 事務局施設室へ電子メール又は持参してください。
- (2) 令和7年8月1日（金）の午後4時までに提出してください。

#### 3 回答方法

令和7年8月6日（水）～ 8月12日（火）午前9時から午後4時までの間、事務局施設室内縦覧場所にて全質疑をまとめて整理した文書を縦覧し回答します。

#### 4 その他

- (1) 質疑のない場合は、提出の必要はありません。
- (2) 電話や口頭による問い合わせは、受付できません。

